

資料

ミクロネシア連邦憲法・翻訳

- 前文
- 第一条 ミクロネシアの領土
- 第二条 最高法規
- 第三条 市民権
- 第四条 権利の宣言
- 第五条 伝統的諸権利
- 第六条 参政権
- 第七条 政府の種類
- 第八条 政府の権限
- 第九条 立法
- 第一〇条 行政
- 第一一条 司法
- 第二一条 財政
- 第三一条 一般条項
- 第一四一条 改正

畑 博行 平田伊和男
 紺谷 浩司 田邊 誠
 片木 晴彦

第一五一条 経過規定
 第一六一条 施行期日

前文

われわれミクロネシア国民は、固有の主権を行使し、ここに本ミクロネシア連邦憲法を確定する。

この憲法により、われわれは、平和と協調のうちに共存し、過去から受け継いできた伝統を保持し、かつ将来の可能性を保護しようとする、われわれ共通の願望を確認する。

多数の島嶼より成る国家を建設するため、われわれは、われわれの文化の多様性を尊重する。われわれの差異はわれわれを豊かにしてくれる。海は、われわれを結びつけるものであって、われわれを隔てるものではない。われわれの島嶼は、われわれを支えてくれる。われわれの島嶼国家は、われわれを大きくし、かつわれわれを強固にしてくれる。

これらの島嶼に居を構えたわれわれの祖先は、他のいかなる人々も追い出したことはない。いま、ここに留まるわれわれは、ここ以外のいかなる居所をも求めるものではない。戦争を知るわれわれは、平和を希求する。分裂を経験したわれわれは、統合を願う。支配された経験をもつわれわれは、自由を求めらる。

ミクロネシアは、人間が筏やカヌーで海を拓いた時代に始まった。ミクロネシア国家は、人々が星を見て航海した時代に

生れている。われわれの世界そのものが一つの島である。われわれは、お互いに求めあっているもの、すなわち、平和、友情、協力、ならびに共通の人間性に基づく愛、をあらゆる国家に及ぼす。この憲法により、他の諸国家の保護を受けてきたわれわれは、現在および永遠に、われわれ自身の島嶼の誇り高き保護者となるであらう。

第一条 ミクロネシアの領土

第一節 ミクロネシア連邦の領土は、ミクロネシア群島のうち、この憲法を批准する地域より成る。ミクロネシアが負う国際条約上の義務または自らの措置によって制限されない限り、群島の島々を結びつける海域は、面積のいかにかわらず、内水とする。そして、その管轄権は、適切な基線から測定して二〇〇マイルの海域、海底、底土、水柱 (Water Column)、島または大陸棚、陸上または海上の空間、ならびに歴史的権利、慣習または法的権原によってミクロネシアに属するその他の領土または海域におよぶ。

第二節 各州は、この憲法が施行される直前まで効力を有していた法律によって規定された各地区に属する島々より成る。隣接する島嶼間の海上の境界線は、等距離の原則を適用して、法律によってこれを決する。州の境界線は、関係する州の立法府の同意を得て連邦議会が変更を加えることができる。

第三節 連邦議会の承認および、住民が居住している場合に

は、当該地域の住民の投票により、ならびにミクロネシア連邦の国民の投票によって、ミクロネシア連邦の領土を追加することができ、その領土が既存の州の一部となるためには、当該州の立法府の承認が必要である。

第四節 法律によって、新しい州を設け、かつ加入させることができる。但し、この憲法に規定されているのと同じ権利義務および責務を負うものとする。

第二条 最高法規

第一節 この憲法は、国民主権の表現であり、ミクロネシア連邦の最高法規である。この憲法と矛盾する政府の措置は、矛盾する限度においてその効力を失うものとする。

第三条 市民権

第一節 この憲法の施行の直前において、信託統治領の市民である者、およびこの憲法を批准する地区の居住者である者は、ミクロネシア連邦の市民および国民である。

第二節 両親またはその一方がミクロネシア連邦の市民である者から生まれた者は、出生によるミクロネシア連邦の市民および国民とする。

第三節 他国の市民として承認されているミクロネシア連邦の市民は、一八歳の誕生日から三年以内、またはこの憲法の施

行の日から三年以内のいずれか遅い期日まで、連邦の市民として留まる意思を登録し、かつ他国の市民権を放棄しなければならぬ。本節の規定に従わない場合には、その者は、ミクロネシア連邦の国民となる。

第四節 北マリアナ諸島共和国を設立する協約の規定に従ってアメリカ合衆国の国民となる信託統治領の市民は、合衆国の国民となった日から六カ月以内に、連邦内の権限を有する裁判所に申し立てることによって、ミクロネシア連邦の市民および国民となることができる。

第五節 この憲法を批准しない地区の居住者で、この憲法の施行の直前まで、信託統治領の市民であったものは、この憲法の施行の日から六カ月以内、または一八歳の誕生日から六カ月以内のいずれか遅い期日までに、連邦内の権限を有する裁判所に申し立てることによって、ミクロネシア連邦の市民および国民となることができる。

第六節 本条は、遡及して適用する。

第四條 権利の宣言

第一節 いかなる法律も、表現、平和的な集会、結社または請願の自由を否定または侵害してはならない。

第二節 国教を樹立し、または宗教の自由な活動を侵害する法律を制定してはならない。但し、非宗教的な目的のために教区の学校へ援助を提供することは許される。

第三節 何人も、法の適正な手続を経ずに、その生命、自由もしくは財産を奪われず、または法の平等な保護を否定されない。

第四節 法の平等な保護は、性別、人種、出自、出身地、言語もしくは社会的地位により、これを否定しまたは侵害してはならない。

第五節 身体、住居、書類、その他の所有物について、不当な搜索、押収、またはプライバシーの侵害を受けない人びとの権利は、不可侵である。令状は、正当な理由に基づき、搜索する場所および拘束する人もしくは押収すべき財産を特定する宣誓供述書の裏付けがなければ、これを発することができない。

第六節 刑事事件における被告人は、迅速な公開裁判を受け、訴追の理由を告げられ、自己のため弁護人を依頼し、自己に不利な証人と対決し、かつ自己のために証人の出頭を求め、権利を有する。

第七節 何人も、刑事事件において自己に不利な証拠を提出することを強要されない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第八節 過大な額の保釈金を要求し、過重な罰金を科し、または残虐で異常な刑罰を科してはならない。反乱または外敵の侵入に際し、公共の安全のために必要とされる場合を除き、人身保護令状の発布を停止してはならない。

料 第九節 死刑は、これを禁止する。

第一〇節 奴隸的拘束および意に反する苦役は、犯罪による処罰の場合を除いて、これを禁止する。

資 第一一節 私権剝奪法および事後法は、これを制定してはならない。

第二二節 ミクロネシア連邦の市民は、連邦内において旅行し、または移住することができる。

第一三節 債務を理由とする身体の拘束は、これを禁止する。

第五条 伝統的諸権利

第一節 この憲法における、いかなる条項も、慣習および伝統によって承認されている伝統的な指導者の役割または機能を、喪失させるものではなく、また、伝統的な指導者が、この憲法または制定法により定められたあらゆる種類の政府において、承認され、尊敬され、かつ正式のまたは機能的な役割を有することを妨げるものではない。

第二節 ミクロネシア連邦の国民の伝統は、制定法によりこれを保護することができる。ミクロネシアの伝統の保護のための政府の措置が第四条に違背するものとして争われた場合、ミクロネシアの伝統の保護が、そのような措置を是認する最も優先する社会的目的と考えられなければならない。

第三節 連邦議会は、必要と認めるとき、伝統的な指導者を有する州の場合はその指導者、および、伝統的な指導者を有し

ない州の場合には選挙によって選ばれた代表者により構成される首長会議を設置することができる。伝統的な指導者を有する州の憲法は、その者のために積極的かつ機能的な役割を定めることができる。

第六条 参政権

第一節 一八歳に達した市民は、連邦の選挙において投票することができる。連邦議会は、居住の最低期間を定め、かつ有権者の登録について規定し、有罪判決による資格剝奪、および心身喪失または精神疾患に基づく選挙資格の喪失について定めなければならない。投票は、これを秘密とする。

第七条 政府の種類

第一節 ミクロネシア連邦における政府の種類は、連邦政府、州政府および地方自治体の三つとする。州は、この憲法の施行の時に、地方自治体が存在しない地域において、地方自治体を新たに設置することを要しない。

第二節 州は、民主的な憲法を有しなければならない。

第八条 政府の権限

第一節 連邦政府に明示的に授けられた権限、または明らかに州の規制権限を超える全国的な性質を有する権限は、これを連邦の権限とする。

第二節 連邦政府に対し明示的に授權されておらず、または州に対して禁止されていない権限は、これを州の権限とする。

第三節 州政府および地方自治体は、州際通商の制限となる租税を課してはならない。

第九条 立法

第一節 連邦の立法権は、ミクロネシア連邦議会に属する。

第二節 次に掲げる権限は、明示的に連邦議会に授權する。

- (a) 連邦の防衛に備えること。
- (b) 条約を批准すること。
- (c) 出入国、帰化および国籍について規制すること。
- (d) 輸入に関して租税、負担および関税を課すること。
- (e) 所得に対して租税を課すること。
- (f) 通貨を発行し規制すること。
- (g) 銀行業務、対外および州際通商、保険、商業証券および有価証券の発行および使用、破産および支払不能ならびに特許権および著作権に関して規制すること。
- (h) 湖沼河川環礁水域を除く航行および航海に関して規制すること。
- (i) 高額貸付に対する利息制限を定めること。
- (j) 連邦郵便制度を設けること。
- (k) 新領土を獲得し統治すること。
- (l) 連邦首都と指定された区域を統治すること。

(m) 島嶼の基線から一二マイルを超えるミクロネシア連邦海域内における天然資源の所有、探索および採掘に関して規制すること。

(n) 連邦公務員制度を創設し規制すること。

(o) 大統領、副大統領および最高裁判所裁判官を弾劾し解任すること。

(p) 主要な犯罪を定義し、刑罰を定めること。地方の慣習および伝統に相応の考慮を払う。

(a) 州代表団議決権総数の四分の三の多数をもって、大統領の拒否権を覆すこと。各代表団は一票を有する。

第三節 次に掲げる権限は、連邦議会と州が競合的に行使することができる。

- (a) 公金を支出すること。
- (b) 公の信用に基づいて借入をなすこと。
- (c) 教育および保健を向上させること。
- (d) 社会保障および社会福祉の制度を設けること。

第四節 条約は、連邦議会議員の三分の二の多数の議決により批准される。但し、ミクロネシア連邦政府の主要な権限を他の政府に移譲する条約については、さらに、すべての州の三分の二の立法府において過半数の承認を得なければならぬ。

第五節 連邦の租税は一律に課せられなければならない。歳入の五〇パーセントを下らない額が、徴収のなされた州の公庫

に納入されなければならない。

第六節 第二節(m)の規定により開発された大陸棚鉱物資源より得られた純益は、連邦政府と当該州政府とに均等に配分されなければならない。

第七節 大統領、副大統領または最高裁判所裁判官は、反逆、贈収賄、職務に関する汚職にかかわる行為があるときは、連邦議会の議員の三分の二の議決により解任される。大統領または副大統領を解任するときは、最高裁判所裁判官がその決定を審査するものとする。最高裁判所の裁判官を解任するときは、その決定は州知事が指名する各州の州裁判所の裁判官各一名より構成される特別法廷で審査されるものとする。この特別法廷は大統領が招集する。

第八節 連邦議会は、州の平等に基づき各州全体から選出された各一名の議員と、人口により配分された各州の選挙区から選出された議員とにより構成される。州の平等に基づき選出された議員の任期は四年とし、その他の議員はすべて二年とする。各議員は一票を有する。但し、法律案の最終読会の場合はこの限りでない。連邦議会の選挙は法律の定めるところにより隔年に行われる。

第九節 連邦議会の議員の被選挙資格は、選挙の日に三〇歳以上であつて、一五年間引続きミクロネシア連邦の市民であり、かつ、五年以上選出される州の居住者である者に限られる。州または連邦の裁判所において重罪による有罪の宣告を

受けた者は、連邦議会の議員の被選挙資格を有しない。議会は、この規定を修正し、または、新たな資格要件を課すことができる。英語の知識は、これを資格要件とすることができない。

第一〇節 少なくとも一〇年に一回、連邦議会は議員定数を再配分しなければならない。州は、州全体で選出された議員に加えて、少なくとも一名の人口比による議員を連邦議会に選出する権利を有する。州は、法律により自州に小選挙区を設けなければならない。各選挙区は、言語、文化および地理上の相連に適切な配慮をした上で、人口においてほぼ平等でなければならない。

第十一節 州は、人口比に基づき選出される一名の議員に代えて、法律の定めるところにより二年の任期で選出される伝統的な指導者に一議席を付与することができる。選挙区の数を削減し、定数を再配分するものとする。

第十二節 連邦議会の欠員の補充は、残任期間についてこれを行う。法の定めのない場合は、残任期間の欠員の補充は、特別の選挙によりこれを行う。但し、残任期間が一年に満たない場合は、その補充は、州知事の指名によりこれを行う。

第十三節 連邦議会の議員は、他の公職や職務につくことができない。任期中および任期満了後三年間は、議員はその任期中に連邦法により創設された公職や職務に選出または任命されることができない。議員は、その職務の適切な遂行に抵触

するいかなる活動にも従事してはならない。連邦議会はその他の制限を定めることができる。

第十四節 連邦議会は、議員の歳費および諸手当を定めることができる。歳費の増額は、それを定めた議会には適用することができない。

第十五節 連邦議会の議員は、議会に出席中、および会期中の会議への往復の途上において逮捕されない特権を有する。但し、反逆罪、重罪または治安びん乱罪の場合はこの限りでない。議員は、議会において行った発言について、議会に対してのみ責任を負う。

第十六節 連邦議会は、法律の定めるところに従い、定例の会期にこれを開催するものとする。特別の会期の招集は、ミクロネシア連邦大統領が、または、議員の三分の二の書面による要求に基づき、議長が行う。

第十七節 (a) 連邦議会は、その議員の選挙および資格についての唯一の裁定者となり、議員の懲戒および、三分の二の議決による議員の停職または除名を行うことができる。

(b) 連邦議会は、自らの手続規則を制定し、議員の中から議長を選任する。

(c) 連邦議会は、議会またはその委員会において、証人の出頭および証言ならびに書類その他の物の提出を強制することができない。

第一八節 議員の過半数をもって定足数とする。定足数に満た

ない場合には、一日毎に会議の開催を延期して、欠席議員の出席を強制することができる。

第十九節 連邦議会は、その議事を記録し、公刊しなければならない。議事録に記載される記名採決は、出席議員の五分の一の要求があるときにこれを行うものとする。立法手続は、これを英語で行うものとする。議員は、英語に堪能でない場合には自己の言語を使用することができ、議会は通訳を付さなければならない。

第二〇節 法律の制定には、法律案は日を異にする二つの読会を通過しなければならない。第一読会を通過するには、議員総数の三分の二の議決を要する。最終読会においては、各州の代表団がそれぞれ一票を投じ、代表団の総数の三分の二の議決を要する。すべての投票は議事録に記載されなければならない。

第二一節 (a) 連邦議会は、法律によるほか立法を行うことができず、法律は法律案によるほかこれを制定することができる。法律案の制定条項は、「ミクロネシア連邦議会は次の通り制定する」である。法律案は、その表題の示す事柄のみをその内容とすることができる。表題に示された事柄に関しない規定は、これを無効とする。

(b) 法律の改正は、表題に言及することだけではこれを行うことができない。改正された法律または修正された条文は、その全文についてこれを公刊し、再度制定されなければ

ばならない。

第二節 連邦議會を通過した法律案は、承認を得るため大統領に提出されなければならない。大統領が法律案を否認するときは、一〇日以内に反対意見を付して、これを連邦議會に返送しなければならない。連邦議會の会期が残り一〇日以下であるとき、または連邦議會が休会中であるときは、大統領は提出の日から三〇日以内にこれを返送しなければならない。大統領がその期間内に法律案を返送しないときは、法律案は承認を受けたものとして法律となる。

第一〇条 行政

第一節 連邦の行政権は、マイクロネシア連邦大統領に属する。

大統領の任期は四年であり、連邦議員の過半数の投票で選ばれる。大統領は、連続して二期を超えてその職務に留まることはできない。

第二節 大統領は、次に掲げる権限を有する。

- (a) この憲法および連邦法の規定を誠実に執行すること。
- (b) 大使を受け、連邦法に従つて外交および国防に関する事項を処理すること。
- (c) 恩赦および刑の執行延期を決定すること。但し、州法により刑の言渡しを受けた者については、州の首長も競合的にこの権限を有する。
- (d) 議會の助言と同意に基づき、大使、連邦裁判所および法

律で定めるその他の裁判所の裁判官、連邦の各行政機関の主要な職員、その他法律で規定する職員を任命すること。大使または主要な職員は、大統領の意向を受けてその任務を行う。

第三節 大統領は、

- (a) ミクロネシア連邦の元首であり、
- (b) 議會に対し勸告を行うことができ、連邦の状況に関して議會に毎年報告しなければならない、また、
- (c) その他法律で定める義務を履行しなければならない。

第四節 何人も、四年の任期を有する連邦議員で、出生による

マイクロネシア連邦の市民であり、かつ、マイクロネシア連邦に一五年以上居住するものでなければ、大統領に選任されない。

第五節 大統領の選任の後、副大統領を、大統領と同一の手続で、同一の有資格者の中から、かつ、同一の任期で選任する。副大統領は、大統領と同一の州の居住者であつてはならない。大統領および副大統領が選任された後、連邦議會に欠員が生じたことが宣言される。

第六節 大統領が欠けたとき、または大統領がその任務を遂行し得ないときには、副大統領が大統領となる。連邦議會は、大統領および副大統領が欠けたとき、または、その一方もしくは両者がその任務を遂行し得ないときにおける職務の承継について、法律で定めなければならない。

第七節 大統領および副大統領の報酬は、その在任中にこれを増額または減額してはならない。両者は他の職務に就任し、またはミクロネシア連邦もしくは州からその他のいかなる報酬も受け取ってはならない。

第八節 行政機関は法律で定めるところにより設置される。

第九節 (a) 内乱、自然災害、または戦争もしくは暴動の危険の急迫に因る緊急事態において、公共の平和、衛生、安全を維持するために必要と認めるとき、大統領は、緊急事態を布告し、必要な命令を発することができる。

(b) 公民権の制限は、平和、衛生、安全の維持に現実に必要な限りにおいてこれを認める。緊急事態の布告は、裁判所の権限を制限しない。但し、布告後三〇日間は裁判所の介入を受けない。

(c) 緊急事態の布告後三〇日以内に、議長または大統領は、布告の解除、修正、または延長について審議を行うため、連邦議会を招集しなければならない。緊急事態の布告は、布告において定める期間の満了、または布告の解除もしくは延長の場合を除き、三〇日間の効力を有する。

第一条 司法

第一節 連邦の司法権は、最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

第二節 最高裁判所は、正式記録裁判所であり、連邦の最高の

裁判所である。最高裁判所は、最高裁判所長官、および五人を超えない員数のその他の裁判官でこれを構成する。各裁判官は、公判部と上訴部の両部に属する。但し、公判部の期日は、一人の裁判官によってこれを行うことができる。裁判官は、自ら公判部において審理した事件につき、上訴部の審理に加わってはならない。上訴は、少なくとも三人の裁判官で審理および裁判をする。裁判は、審理をした裁判官の多数決によりこれを行う。

第三節 最高裁判所長官、および最高裁判所のその他の裁判官は、連邦議会の三分の二の承認を得て、大統領が任命する。

裁判官は、非行の無い限り、その職務を勤める。

第四節 最高裁判所長官は、その職務を勤めることができないとき、その他の裁判官の中から、自己に代わりその職務を勤めるものを任命する。最高裁判所長官が欠けたとき、または、最高裁判所長官が前記の任命を行わなかったとき、大統領は、欠員が補充されるまで、または最高裁判所長官がその職務に復するまで、最高裁判所長官の職務を勤める裁判官を任命する。

第五節 最高裁判所の裁判官、およびその他の裁判官の資格および報酬は、法律でこれを定める。裁判官の報酬は、法律で定める報酬がすべて一律に減額される場合を除き、在任中これを減額してはならない。

第六節 (a) 最高裁判所の公判部は、外国政府の公務員が関連

する事件、州相互間の紛争、海事事件、および連邦が当事者である事件（土地に関する利益が争点となっているものを除く）について第一審専属管轄権を有する。

(b) 最高裁判所公判部を含む連邦裁判所は、この憲法、連邦法、または条約に関する事件、ある州と他州の市民との間の紛争、異なる州に居住する市民間の紛争、および州またはその市民と、外国政府またはその市民との間の紛争について、競合して第一審管轄権を有する。

(c) 管轄が競合する場合には、裁判権を行使すべき裁判所は、法律でこれを定める。

第七節 最高裁判所の上訴部は、連邦裁判所が取り扱った事件、および憲法、連邦法、または条約の解釈が必要となる場合には、州または地方裁判所が取り扱った事件について、審査する。州の憲法が認める限り、最高裁判所上訴部は、判決をなし得る州の最高の裁判所より上訴がなされたその他の事件について、審査することができる。

第八節 州または地方裁判所に係属する事件において、憲法、連邦法または条約の解釈を必要とする実質的な争点が含まれる場合には、裁判所は、当事者の申立てにより、または職権をもって、当該争点について、最高裁判所上訴部の判断を求めなければならない。最高裁判所上訴部は、事件について判決をなし、またはさらに審理を尽くさせるため、事件を原審に差し戻すことができる。

第九節 最高裁判所長官は、連邦の司法制度の行政事務を総括し、一般公務員の義務に服しない司法行政事務担当官を任命することができる。最高裁判所長官は、連邦裁判所に関する規則を制定および公布する外、その改正をなし、かつ、次に掲げる事項について、規則を定めることができる。

(a) 連邦裁判所の下級裁判所、および最高裁判所公判部の、地域的および職分管轄。

(b) 裁判所の各部への裁判官の配置、ならびに引退した最高裁判所裁判官、および州またはその他の裁判所の裁判官に対する特別な任務の割当て。

(c) 手続および証拠に関する規則。

(d) 州裁判所と連邦裁判所との間の事件の移送。

(e) 弁護士業務認可および懲戒、ならびに裁判官の退職。

(f) その他連邦司法行政に必要な事項。

裁判所規則は、法律によってこれを改正することができる。

第一〇節 連邦議会は、州の司法制度に財政的その他の援助を行う。

第十一節 裁判所の判決は、この憲法、ミクロネシアの慣習および伝統、ならびにミクロネシアの社会的および地理的構成に、合致しなければならない。

第二条 財 政

第一節 (a) 連邦政府が調達しまたは受領した公金は、連邦財務省内に設けられた一般会計または特別会計に納入しななければならない。法律によらずに一般会計または特別会計から、金銭を引き出してはならない。

(b) 連邦政府が受領した外国の財政援助は、これを外国援助会計に繰り入れなければならない。具体的配分は、援助の条件またはその特別の性質に基づいて特別の配分が必要な場合を除き、各州は、連邦政府の配分額および他の各州の配分額に等しい額を受けとることができる。

第二節 (a) 大統領は、法律により定められた期日に、年次予算を連邦議会に提出しなければならない。予算は、次の会計年度における歳出、歳入、および連邦政府が利用できるその他の金額に関するすべての計画を含むものでなければならず、ならびに連邦議会によって要求されるかも知れないその他の情報を含んでいなければならない。連邦議会は、いかなる点に関しても、予算を変更することができる。

(b) 大統領が速やかな可決を要請したものの、または連邦議会の運営経費をまかなうためのものを除き、いかなる歳出法案も、読会が終了し、予算のために金銭を支出する歳出法案が制定されるまでは、これを可決してはならない。

(c) 大統領は、議会が可決した法案の中の歳出について、個人的に拒否権を行使することができる。そのような場合の

手続は、大統領による法案全体の不承認のための手続と同様とする。

第三節 (a) 会計検査官は、議会の助言と同意により大統領がこれを任命する。会計検査官の任期は四年とし、後任者の任命が確定するまでその職を勤める。

(b) 会計検査官は、連邦政府のすべての部門、省、庁または制定法上の機関、および連邦政府より公金を受け入れている自治体その他の公法人もしくは非営利的な組織の会計を検査し、監査しなければならない。法律により、その他の義務も規定することができる。

(c) 会計検査官は、少なくとも年に一回連邦議会に報告することを除き、行政による統制から独立している。会計検査官の俸給は、その在任中、減額されない。

(d) 連邦議会は、理由があれば、会計検査官を三分の二の投票により、解任することができる。その場合、後任者の任命が確定するまで、最高裁判所長官は、会計検査官の代行者を任命しなければならない。

第三節 一般条項

第一節 ミクロネシア連邦政府は、国民が、教育、医療、リーガル・サービスの受ける権利を有することを承認し、ならびに、これらの便益を提供するため合理的かつ必要なあらゆる措置をとらなければならない。

第二節 放射性物質、有毒化学物質、その他の有害な物質は、ミクロネシア連邦政府の明示的な承認がなければ、ミクロネシア連邦の管轄区域内において、これを実験、貯蔵、使用、または処理してはならない。

第三節 この憲法の規定を擁護し、かつ、この憲法がその基礎をおく統合の原則を前進させることは、連邦および州政府の崇高な責務である。

第四節 市民でない者、またはその全部が市民の所有となっていない法人は、ミクロネシアの土地または海面を所有することはできない。

第五節 無期限に土地を使用するための協定は、これを禁止する。既存の協定は、この憲法の施行の日より五年の経過により、その効力を失う。その時まで、当事者の間で新しい協定が締結されなければならない。連邦政府が一方の当事者である場合には、連邦政府が交渉を開始しなければならない。

第六節 ミクロネシア連邦政府は、アメリカ合衆国政府が一方の当事者である土地の使用に関する協定の再交渉を求めなければならない。

第七節 就任と同時に、すべての公務員は、制定法の定めるところにより、法律および憲法を擁護し、促進し、かつ支持することを宣誓しなければならない。

第一四条 改正

第一節 この憲法の改正は、法律の定めるところより、憲法会議、国民の発案、または連邦議会によって、発議される。改正の発議は、すべての州のうちの四分の三の州における投票において、それぞれ四分の三の賛成を得たときに、この憲法の一部として効力を有する。同一の投票において、相い矛盾する複数の改正案が承認された場合には、最も多くの賛成投票を得た改正案が、その矛盾する範囲において優先する。

第二節 少なくとも一〇年ごとに、連邦議会は、「この憲法の改正または修正のために会議を開くべきか。」という問題を投票に付さなければならない。投票総数のうちの過半数が賛成した場合には、次の通常選挙までに会議の代議員を選出しなければならない。但し、連邦議会がそれに先だつ特別の選挙において代議員の選出を予定している場合は、この限りでない。

第一五条 経過規定

第一節 信託統治領の法令は、この憲法に抵触する場合、改正された場合、または廃止された場合を除いて、その効力を保持する。令状、訴訟、行政手続、民事上または刑事上の責任、訴追、判決、量刑の言渡し、命令、上訴、訴訟原因、弁護、契約、請求、権原、または権利は、この憲法の諸規定に従って変更を受ける場合を除いて、その効力を保持する。

第二節 信託統治領の政府の権利、義務、責任および契約は、

ミクロネシア連邦がこれを承継する。但し、この憲法を批准しない地域の政府に直接に影響または利益を与える場合は、この限りでない。

第三節 信託統治領の政府の有する財産権は、この憲法に基づく保有または配分のために、これをミクロネシア連邦に移転する。

第四節 地方自治体およびその機関は、その基本法または権限がこの憲法と抵触する場合にも存続する。この憲法の諸規定への秩序ある移行を促進するため、州政府が設立されるまでの間、連邦議会は、地方自治体の基本法または権限とこの憲法との間に存する矛盾の解消に努めなければならない。この規定は、この憲法の施行の日から五年後にその効力を失う。

第五節 連邦議会は、この憲法に基づく統治への円滑かつ秩序ある移行に努めなければならない。

第六節 第一回の連邦議會議員選挙における選挙区は、次のように諸州に配分する。クサイエ島一、マリアナ諸島一、マーシャル諸島一、パラオ島一、ポナペ島一、トラック島一、ヤップ島一。第一回選挙の時点において、クサイエ島が州となっていない場合には、ポナペ島の人口を基礎として四人の議員を選挙する。

第一六条 施行期日

第一節 この憲法は批准後一年を経過した日から、これを施行

する。但し、ミクロネシアの連邦議会の共同決議によってそれ以前の期日を定めた場合は、この限りでない。この憲法の規定が、国際連合憲章またはアメリカ合衆国と国際連合との間の信託統治に関する協定と基本的に矛盾する場合には、当該規定は、信託統治に関する規約が失効するまでの間、その効力を生じない。

【編集者の註】

一九七五年一〇月二四日に採択された、ミクロネシア憲法会議の決議第三二号は、次のように述べている。「新ミクロネシア連邦の政府の設立および諸州の統治に関して規定するに際し、ミクロネシアの伝統的な指導者たちに影響を及ぼすか否かの問題が生じた。ミクロネシアの伝統的な指導者たちと住民との関係に悪影響を与えること、および、指導者たちが享受している大きな名誉と尊敬を損なうことは、ミクロネシアの憲法会議の代議員たちの意図するところではない。したがって、一九七五年のミクロネシアの憲法会議では、ミクロネシアの伝統的な指導者たちに対しては今後も正当な名誉と尊敬が与えられるべきことがこの会議の総意であること、および、ミクロネシア連邦憲法のいかなる規定もミクロネシアにおける伝統的な指導者たちの役割および職務を減少させ、または、指導者たちに正当に与えられるべき大きな名誉と尊敬を損なうことを意図

するものではないことを決議する。

さらに、この憲法への署名とともに、この決議をこの憲法の副本のすべてに添付して、代議員たちの意図がミクロネシア連邦の憲法を読むすべての者に分明となるようにすべきであることを決議する。」

〔訳者の註〕

この憲法は、一九七九年五月一〇日に施行された。但し、この憲法の制定後、北マリアナ諸島はアメリカ合衆国のコモンウェルスとなり、さらに、マーシャル諸島とパラオ島が分離して自治国家となったので、現在のミクロネシア連邦は、コスラエ（旧クサイエ）、ポーンペイ（旧ボナベ）、トラック、ヤップの四地区から成る。また、一九八六年一〇月二四日の協定の発効によって、ミクロネシア連邦はアメリカ合衆国の自由連合国となり、同年十一月三日のアメリカ大統領の宣言によって、国連の信託統治領としての地

位を事実上離れた（以上は、太平洋学会編『太平洋諸島百科事典』〔特に矢崎幸生氏執筆担当の諸項目〕を参照）。

〔訳者一覽〕

前文、第一条〜第三条	畑 博行
第四条〜第八条	紺谷浩司
第九条	平田伊和男
第一〇条〜第一条	片木晴彦
第二二条〜第一三条	紺谷浩司
第一四条〜第一六条、註	田邊 誠

なお、本稿は、平成元年度科学研究費海外学術研究「南西太平洋諸国における紛争処理制度の研究」の研究成果の一部である。